

特定施設の新設について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村（当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。）の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。）は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

令和8年10月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 イオンリテール株式会社
 - (2) 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 古澤 康之
- 2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 ・イオンリテール株式会社
・ほか未定
 - (2) 住 所 ・千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
・ほか未定
 - (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 古澤 康之
・ほか未定
- 3 特定施設の名称
(仮称) イオン堀之内
- 4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積
 - (1) 所在地 新潟市中央区堀之内字浦沢55番地1 外30筆
 - (2) 敷地の面積 15,934平方メートル
- 5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
 - (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日
令和9年9月（予定）
 - (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
令和9年11月（予定）
- 6 特定施設の新設をする日
令和10年11月（予定）
- 7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計
 - (1) 特定施設の床面積の合計
19,083平方メートル
 - (2) 特定施設の店舗面積の合計
7,173平方メートル
- 8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域
 - (1) 特定施設の集客予定数
1日当たり約9,800人
 - (2) 特定施設の集客を予定している区域
新潟市の区域
- 9 届出年月日
令和8年9月11日
- 10 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村産業部観光商工課及び田上町産業振興課でも閲覧可能)

- 11 縦覧期間
令和8年10月6日から令和9年1月6日まで
- 12 条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先
産業労働部地域産業振興課小規模企業支援係
電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp